

茨城県報

号 外

昭和48年10月29日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

告 示

(茨城海区漁業調整委員会)

茨漁調委指示第3号

千葉県銚子市一の島燈台から90度(以下真方位)の線以北の茨城県海面におけるかじき流し網漁業(まぐろ、かつお、さめの採捕を目的とするものを含む。(以下「この漁業」という。))について漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

昭和48年10月29日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 山 形 兼 吉

(操業の承認)

- 1 この漁業を操業しようとするものは、使用する漁船ごとに茨城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(承認対象漁船)

- 2 承認の対象となる漁船は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 昭和47年10月1日から昭和48年9月30日までの期間に、かじき流し網漁業、突棒漁業、まぐろ延縄漁業を操業した本県の実績船
- (2) 委員会が特に認めたもの

(漁獲物の陸揚制限)

- 3 この漁業を操業するものは、原則として漁獲物は本県の漁港に水揚げしなければならない。

(承認証の備え付けの義務)

- 4 この漁業の承認を受けたものは、操業の際承認証を当該漁船に備え付けなければならない。

(制限又は条件)

- 5 この漁業の制限または条件は次のとおりとする。

- (1) 操業の禁止区域

次の(ア)(イ)(ウ)(エ)の各点を順次に結んだ線と海岸線によつて囲まれたうちの茨城県海域において、この漁業を操業してはならない。

(ア) 銚子市一の島燈台

(イ) (ア)から90度25マイルの点

(ウ) 塩屋崎燈台90度35マイルの点

(エ) 塩屋崎燈台

(2) 操業の禁止期間

茨城県海域においては、4月1日から12月15日までは操業してはならない。

(3) 操業の禁止時間

茨城県海域においては6時から15時30分までの間は操業してはならない。(操業とは投網開始から揚網終了までをいう。)

(4) 漁 船 の 規 模

資源の保護及び操業の安全をはかるため、茨城県海域においては100トン以上及び10トン未満の漁船を使用して操業してはならない。

(5) 漁具の長さ及び目合

茨城県海域で使用し又は積載することのできる漁具の総量は、総延長で12キロメートル以内であり、かつ、網目の大きさは15センチメートル以上でなければならない。

(6) 禁 止 漁 具

二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

(7) 漁 具 の 標 識

この漁業に使用する漁具には、次の標識を付さなければならない。

- (ア) 操業する場合は、陸側の網端に赤色燈、沖側の網端に青色燈を付し、その中間には、網1キロメートルごとに白色燈を付けるとともに、船名、根拠地名を記入した方50センチメートル以上の赤色の布地を揚げたボンデンを各燈に併設すること。

(操業報告書の提出義務)

- 6 この漁業の承認を受けた者は、昭和49年5月1日までに別に定める様式により操業報告書を委員会に提出しなければならない。

(承認の取消し)

- 7 この指示に違反した場合は、承認を取消しすることがある。

(安全操業対策協議会の設置)

- 8 この漁業を営む者及びこの漁業と関係のある漁業を営むものは、相互の操業の安全を図るため、かじき流し網漁業等安全対策協議会を設置しなければならない。

(取扱要領)

- 9 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いの細目については、委員会指示取扱要領に定めるところによる。

(指示の有効期間)

- 10 この指示の有効期間は、昭和48年10月29日から昭和49年10月28日までとする。

かじき流し網漁業委員会指示取扱要領

昭和48年10月29日付茨漁調委指示第3号によるかじき流し網漁業の委員会指示に関する取扱要領は次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 この漁業の操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市町村経由のうえ委員会に提出しなければならない。

この場合県外に住所を有する者にあつては、その所在地を管轄する都道府県において一括とりまとめのうえ、操業承認申請総括表(別記様式第2号)と知事の副申を添えて提出しなければならない。

- (1) 申請理由書
- (2) 漁船原簿謄本
- (3) 共同経営の場合は代表者選定届(印鑑証明添付)
- (4) 傭船の場合は船舶使用承諾書(印鑑証明添付)
- (5) 水揚実績証明書
- (6) この漁業を漁業調整規則による許可船または委員会指示による承認制としている県に所属しているものについては、その許可証または承認証の写
- (7) 県内所属船にあつては所属漁業協同組合長の副申

(承認申請書の提出期間)

- 2 承認を受けようとする者は、承認申請書を昭和48年11月1日から昭和46年11月30日までの間に委員会に提出しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 3 承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書書換交付申請書(別記様式第3号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 4 承認証を亡失し、またはき損したときは遅滞なく承認証再交付申請書(別記様式第4号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

(承認証の交付)

- 5 委員会が承認したときは承認証(別記様式第5号)を漁船および漁具を確認のうえ、申請者に交付する。

(操業報告書)

- 6 委員会指示第6に規定する報告書の様式は別記様式第6号とする。

[illegible]

様式第3号

昭和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

かじき流し網漁業操業承認証書書換交付申請書

さきに交付を受けた承認証(承認番号)の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請します。

記

1 変 更 事 項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

様式第4号

昭和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

かじき流し網漁業操業承認証再交付申請書

かじき流し網漁業操業承認証を亡失(き損)したので、再交付を申請します。

記

1 承 認 番 号

2 船 名

3 亡失(き損)の理由

様式第5号

茨調第	号
かじき流し網漁業操業承認証	
住 所	
氏名又は名称	
船 名	
漁船登録番号	
総 ト ン 数	
推進機関の種類 及び馬力数	
操 業 区 域	千葉県銚子市一の島燈台から90度(真方位)の線以北の茨城県海面
操 業 機 関	昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで
制限又は条件	裏面記載のとおり
昭和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会 会 長 山 形 兼 吉	

(様式第5号裏面)

操業の制限または条件

- 1 千葉県銚子市一の島燈台90度(真方位)25マイルの点と福島県塩屋燈台90度(真方位)35マイルの点とを結んだ線と海岸線とによつて囲まれた茨城県海域においては操業してはならない。
- 2 6時から15時30分までの間は操業してはならない(操業とは投網開始から揚網終了までをいう。)
- 3 使用し、又は積載のできる網漁具の総延長は12キロメートル以内であり、かつ網目の大きさは15センチメートル以上でなければならない。
- 4 二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。
- 5 この漁業が終了したときは5月1日までに、かじき流し網漁業委員会指示取扱要領に示す操業報告書を提出しなければならない。
- 6 委員会の指示に違反したときは承認を取消すことがある。

様式第6号

昭和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会 長 殿

漁業者の住所及び氏名

船長氏名

㊞

かじき流し網漁業操業報告書

漁 船	承 認 番 号	船 名	総 ト 数	漁 船 登 号	馬 力 数	乗 組 員 数	備 考			
操業期間		昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで								
項 目 操業 月 日	水揚港	漁 種 別 漁 獲 高							操業位置	流 し 網 使 用 反 数
		かじき	まぐろ	かつお	さ め	しいら	そ の 他			
		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
		円	円	円	円	円	円	円		
		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
		円	円	円	円	円	円	円		
		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
		円	円	円	円	円	円	円		

注 1 操業日は月ごとに集計すること。

2 操業位置は、 沖 海里と具体的に記入すること。

県政の総覧……県民の六法

茨城県報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は，昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ） 金 3 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所